



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 統造
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 望月 晴夫
(電話 03-5449-7000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 法律によるみなし変更(変更案第 4 条、第 7 条、第 8 条)

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)の施行により、定款に取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め、株式に係る株券を発行する旨の定め並びに株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 電子公告(変更案第 5 条)

会社の公告方法として「電子公告」を採用することとし、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。

(3) 発行可能株式総数(変更案第 6 条)

現行定款において、当社の発行する株式総数は、160,000 株、このうち 140,000 株は普通株式、20,000 株は第 1 種優先株式と定められておりますが、第 1 種優先株式が普通株式に転換されたことに伴い、当社の発行する株式の総数及び第 1 種優先株式の数が減少しておりますので、現行定款につきましても変更を行うものであります。

(4) 株主総会参考書類等のインターネット開示(変更案第 14 条)

「会社法」及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)並びに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の施行により、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様に対する提供があったとみなされることになったため、これに関する規定を新設するものであります。

(5) 取締役会の決議の省略(変更案第 24 条)

「会社法」の施行により、定款において、議案に対する取締役全員の書面の同意等をもって取締役会決議を省略する旨を定めることが認められたことから、より機動的で効率的な意思決定を可能とするため、これに関する規定を新設するものであります。

(6) 取締役・監査役の実任免除(変更案第 26 条、第 34 条)

取締役及び監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設するものであります。また、社外から優秀な人材を迎えること

は、経営の透明性及び健全性の確保をさらに推進するために有益であることから、社外取締役及び社外監査役の賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、これらの規定の新設のご提案にあたっては監査役全員の同意を得ております。

(7) その他

上記のほか、「会社法」等に基づく、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>160,000株</u>とし、このうち140,000株は普通株式、<u>20,000株</u>は第1種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第6条 当社は毎決算期現在の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。<u>前項ならびに本定款に定めのあるもののほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告し一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者または同日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使すべき者とみなすことができる。</u></p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>156,900株</u>とし、このうち140,000株は普通株式、<u>16,900株</u>は第1種優先株式とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p> |

(名義書換代理人)

第7条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、株券の再発行、株券喪失登録、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めのある場合のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 優先株式

(第1種優先株式)

第9条 (条文省略)

(無議決権株式)

1. (条文省略)

(優先配当金)

2. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主および第1種優先株式の登録質権者(以下「第1種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、1株当たり、第1種優先株式の発行価額(1,000,000円)に、本項第2号に定める年率(以下「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額を支払う。

(条文省略)

(非累積条項)

3. ある営業年度において、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 優先株式

(第1種優先株式)

第10条 (現行どおり)

(無議決権株式)

1. (現行どおり)

(優先配当金)

2. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主および第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株当たり、第1種優先株式の発行価額(1,000,000円)に、本項第2号に定める年率(以下「第1種優先配当年率」という。)を乗じて算出した剰余金の配当(以下「第1種優先配当金」という。)を行う。

(現行どおり)

(非累積条項)

3. ある事業年度において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第1種優先配当金の額に達しないとき

その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(参加条項)

4. 普通株主または普通登録質権者に対して支払う利益配当金の額を20倍した金額が、第1種優先配当金を超える場合は、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して、その超える金額を第1種優先配当金に加算して支払う。

(残余財産の分配)

5. 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して、普通株主または普通登録質権者に先立ち、発行価額相当額(ただし、第1種優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(優先株式の買受け等)

6. 当社は、株主に配当すべき利益をもって第1種優先株式の一部または全部を買受け、消却することができる。

(強制償還)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式の発行日以降いつでも、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して償還日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する第1種優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、第1種優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の第1種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で強制償還することができる。一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。

(株式の併合または分割、新株引受権等の付与)

8. 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主に対しては、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債

は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(参加条項)

4. 普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、第1種優先配当金を超える場合は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、その超える金額を第1種優先配当金に加算して支払う。

(残余財産の分配)

5. 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、発行価額相当額(ただし、第1種優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(優先株式の取得等)

6. 当社は、法令に定めるところに従って第1種優先株主との合意により第1種優先株式の一部または全部を有償で取得することができ、法令の定めるところにしたがってこれを消却することができる。

(取得条項)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式の発行日以降いつでも、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する第1種優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、第1種優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の第1種優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。

(株式の併合または分割、新株予約権等)

8. 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与

の引受権を与えない。

(転換予約権)

9. 第1種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で普通株式への転換を請求することができる。

(普通株式への一斉転換)

10. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、第1種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ3取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)を基として発行に際して取締役会で定める算出値で除して得られる数の普通株式となる。ただし、強制転換価額が当初転換価額の40%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、第1種優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取扱う。

(優先配当金の除斥期間)

11. 第32条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

えない。

当社は、第1種優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(転換予約権 (取得請求権))

9. 第1種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当社に対し、当該第1種優先株主が有する第1種優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(普通株式への一斉転換 (一斉取得))

10. 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、その全部を取得する。当社は、当該取得と引換えに、第1種優先株式1株あたり、第1種優先株式1株の払込金額相当額を一斉転換日に先立つ3取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)を基として発行に際して取締役会で定める算出値で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が当初転換価額の40%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、第1種優先株式の払込金額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(優先配当金の除斥期間)

11. 第37条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

| | |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 11 条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 12 条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主は当該株主総会において当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は当会社に対し株主総会ごとに<u>委任状</u>を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 15 条</u> <u>第 11 条乃至第 13 条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> | <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 12 条</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第 13 条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 14 条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第 15 条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主は当該株主総会において当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は当会社に対し株主総会ごとに<u>代理権を証明する書面</u>を提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第 17 条</u> <u>第 13 条、第 15 条及び第 16 条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) <u>第 16 条</u> (条文省略)</p> <p>(選 任) <u>第 17 条</u> 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任 期) <u>第 18 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬および退職慰労金) <u>第 19 条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第 20 条</u> 取締役会の決議により、代表取締役 2 名以内を定める。 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第 21 条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会) <u>第 22 条</u> (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) <u>第 18 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選 任) <u>第 19 条</u> 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任 期) <u>第 20 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等) <u>第 21 条</u> 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第 22 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役 2 名以内を選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第 23 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <u>第 24 条</u> <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> <p>(取締役会) <u>第 25 条</u> (現行どおり)</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第23条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第24条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第26条 <u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金) 第27条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第28条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との契約をもって、任務を怠ったことによる取締役(社外取締役であった者を含む。)</u>の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第28条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行どおり)</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第 29 条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第 30 条</u> 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p><u>第 31 条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録質権者または端株原簿に記載または記録された株主に対して支払う。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第 32 条</u> 利益配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はこれを支払う義務を免れるものとする。利益配当金には利息をつけない。</p> <p>(優先株式と利益配当金)</p> <p><u>第 33 条</u> 第 1 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、4 月 1 日に転換があったものとみなして支払うものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第 33 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p><u>第 34 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との契約をもって、任務を怠ったことによる監査役(社外監査役であった者を含む。)の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 35 条</u> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第 36 条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はこれを支払う義務を免れるものとする。配当財産には利息をつけない。</p> <p>(削除)</p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p><u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の端株原簿の作成ならびに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から第3条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p> |
|--|---|

以上